

船舶事故調査報告書

平成27年5月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年8月14日 12時30分ごろ
発生場所	山口県岩国市城ヶ崎船だまり北北東方沖 由宇港由宇1号防波堤灯台から真方位185° 2.0海里付近 （概位 北緯34° 00.62′ 東経132° 12.98′）
事故調査の経過	平成25年8月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ ^{ジェット スカイ} JET SKY、5トン未満 280-39898山口、個人所有 2.66m (Lr) × 1.07m × 0.40m、FRP ガソリン機関、106.65kW、平成14年3月 B 水上オートバイ ^{アクアリウム} AQUARIUM-650、5トン未満 252-23140山口、個人所有 2.00m (Lr) × 0.62m × 0.16m、FRP ガソリン機関、36.0kW、不詳
乗組員等に関する情報	A 操縦者A 男性 20歳 操縦免許 なし B 船長B 男性 24歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成25年6月21日 免許証交付日 平成25年6月21日 （平成30年6月20日まで有効）
死傷者等	B 死亡 1人（船長B）
損傷	A 船首部防舷帯が脱落 B 左舷船首部に亀裂及び破損
事故の経過	A船は、操縦者Aが1人で乗り組み、知人（以下「同乗者A」という。）を乗せ、城ヶ崎船だまり北側の砂浜（以下「本件砂浜」という。）を出発し、同船だまり北北東方沖を遊走し、本件砂浜の発着場所に向けて約40～50km/hの速力で南南西進した。 操縦者Aは、後部座席の同乗者Aが遊走を楽しんでいる様子を見ていたところ、右舷前方約10mに東進するB船を認め、衝突の危険を

	<p>感じ、スロットルレバーを緩めて減速し、すぐに同レバーを握って操縦ハンドルを右に取ったが、平成25年8月14日12時30分ごろ、城ヶ崎船だまり北北東方沖において、A船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突するのを目撃した。</p> <p>A船は、B船の左舷側に乗り揚がる状態となって右舷側に傾斜して転覆し、操縦者A及び同乗者Aが落水した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、城ヶ崎船だまり北北東方沖を東進中、A船と衝突し、船長Bが落水した。</p> <p>船長Bは、操縦者AによってA船まで運ばれた後、操縦者AがA船を復原したものの機関を始動できずにいたところ、来援した仲間の水上オートバイで本件砂浜まで運ばれ、救急車で搬送された病院で、外傷性ショック死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 A船の損傷状況、写真2 B船の損傷状況 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の末期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>操縦者A及び船長Bは、友人9人と共に10～11時ごろ本件砂浜に到着し、バーベキューの準備後、A船及びB船のほか、水上オートバイ2隻で遊走していた。</p> <p>操縦者Aは、特殊小型船舶操縦士の操縦免許を受有していなかったが、水上オートバイの操縦経験が約10時間あった。</p> <p>操縦者A及び同乗者Aは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B 不明</p> <p>A なし、B 不明</p> <p>A なし、B 不明</p> <p>A船は、城ヶ崎船だまり北北東方沖を南南西進中、操縦者Aが、同乗者の様子に気を取られ、見張りを適切に行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、城ヶ崎船だまり北北東方沖を東進中、A船と衝突したものと考えられるが、船長Bが死亡したため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長Bの死因は、外傷性ショックであった。</p> <p>操縦者Aは、特殊小型船舶操縦士の操縦免許を受有していないので、水上オートバイを操縦してはならなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、城ヶ崎船だまり北北東方沖において、A船が南南西進中、B船が東進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特殊小型船舶操縦士の操縦免許を受有していない者は、水上オートバイを操縦しないこと。・ 常時適切な見張りを行うこと。
-----------	--

付図1 事故発生場所概略図

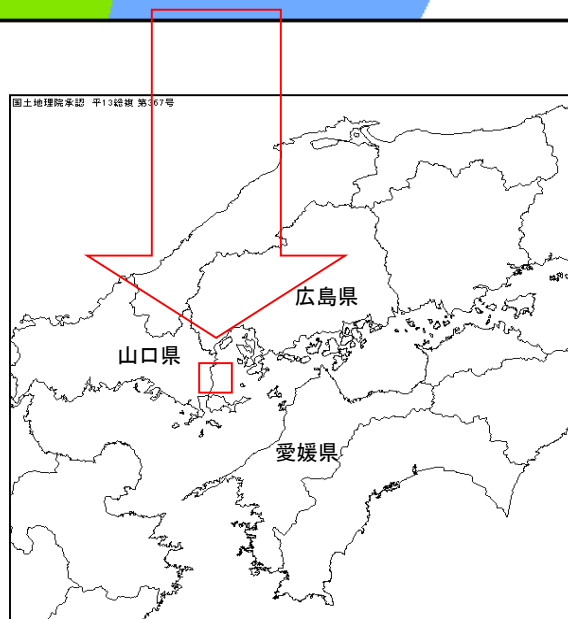
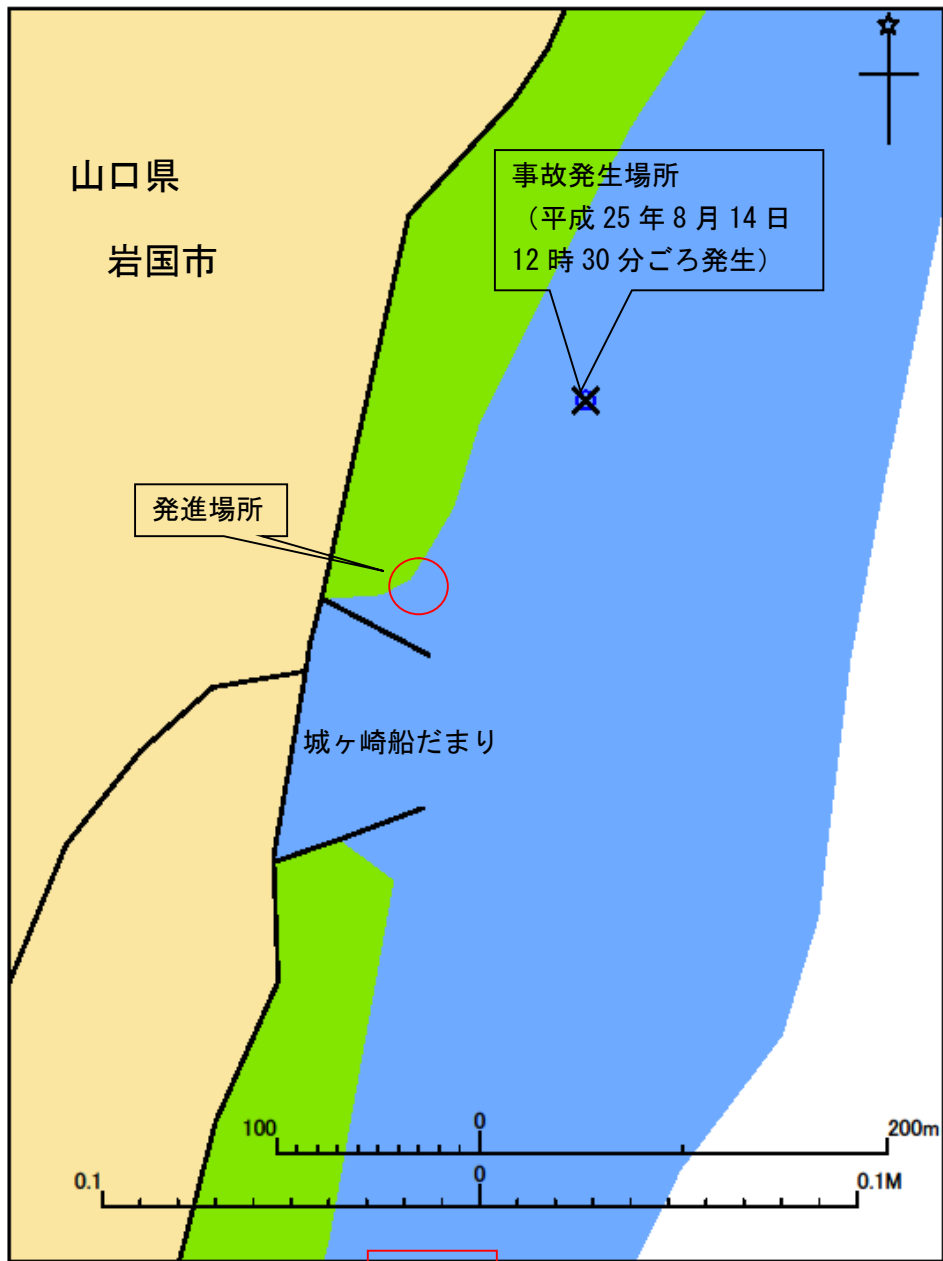
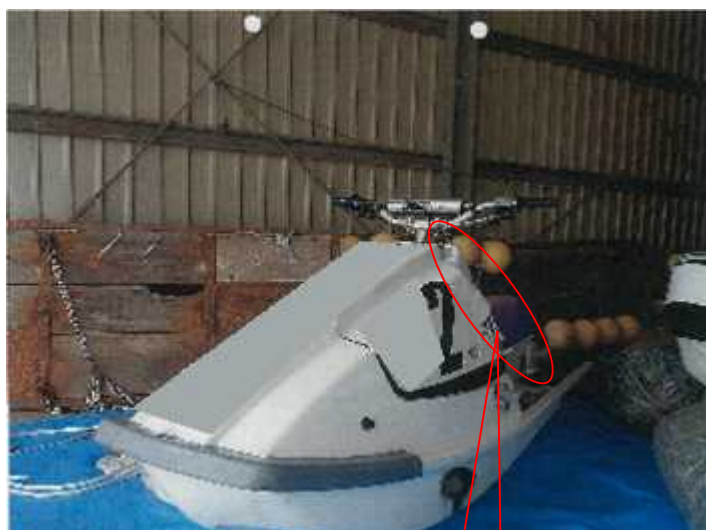


写真1 A船の損傷状況



防舷帯が脱落

写真2 B船の損傷状況



亀裂及び破損